平成２６年（フ）第１７４号
広島県福山市蔵王町１丁目７番11号
債務者　宗近　聖司
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１８０号
広島県福山市本郷町1174番地１藤井ビル８―205、住民票上の住所広島県福山市山手町６丁目５番11号
債務者　沢木忠権こと　李　　忠権
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１８４号
広島県福山市北美台９番16号
債務者　坂本　安司
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１２０９号
愛知県春日井市鳥居松町７丁目31番地３　モワ鳥居松206号
債務者　合野口幸太
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２５５号
名古屋市北区西味鋺４丁目501番地の１　西あじま荘Ｔ19棟104号
債務者　新井　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４４号
名古屋市名東区望が丘314番地　サンハイツ東光205号、従前の住所愛知県半田市岩滑東町１丁目95番地の１　チッタ岩滑103号
債務者　瀬戸　史子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４３３号
愛知県瀬戸市上本町344番地
債務者　伊藤　福枝
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７３号
熊本市東区長嶺南２丁目２番67―204号　コーポいづの
債務者　吉村登貴子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３４号
名古屋市西区菊井１丁目１番３号　ツルミビル603、住民票上の住所名古屋市天白区中平５丁目1205番地　グランドハイツ原Ａ棟201号
債務者　和賀　節子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５８号
栃木県佐野市犬伏新町1324番地１　グランリーオＢ106号室、前住所栃木県鹿沼市茂呂2521番地　芝ハイツＤ202
債務者　矢野　明史
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８５号
栃木県芳賀郡益子町大字益子1587番地５
債務者　細内　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８６号
栃木県芳賀郡益子町大字益子1587番地５
債務者　細内美枝子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０４号
栃木県宇都宮市駒生町1363番地23
債務者　綱川　浩正
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０５号
栃木県さくら市草川26番地22　大谷幸江方
債務者　大谷　晃子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５号
栃木県足利市島田町444番地、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1414番地の２　ユーパークウツギ105号
債務者　久保田　誠
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第３８３号
静岡市清水区伊佐布290番地の15
債務者　塚田　康貴
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部